（様式第１号）

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

（申請者）

郵便番号

住所

名称

代表者の役職

代表者の氏名

　省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、次のとおり事業計画について関係書類を添えて提出します。

　なお、事業計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

１　補助対象経費及び補助金申請額等

（１）補助対象経費　金　　　　　　　　　円（税抜）

（２）補助金申請額　金　　　　　　　　　円

（３）事業実施期間

　交付決定通知日又は事前着手届記載の着手予定日から令和　年　月　日まで

２　実施する内容

　　（別紙）補助事業計画書のとおり

**１．申請者連絡先**（申請者と同じ法人に属する担当者で、平日９～１７時に連絡が取れること）

※申請の担当をする者を記入

所属・役職：　　　　　　　　　　　　　　氏名：

固定電話：　　　　　　　　　　　　　　携帯電話：

ＦＡＸ：

E-mail：

**２．設備に関する連絡先**（平日９～１７時に連絡が取れること）

※設備など技術的なことを担当する者（設備業者でも可）を記入

所属（法人名）・役職：　　　　　　　　　　　　　氏名：

電話：　　　　　　　　　　　　E-mail：

（添付様式第１－１号）

補助事業計画書

１　事業者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 ※１ |  |
| 法人番号 ※１、※２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 住所 ※１ |  |
| 法人設立年月日(個人事業の開業年月日) |  |
| 主たる業種 ※３(該当に○) | 卸売業　　小売業　　サービス業　　製造業その他 |
| 資本金額 |  |
| 常時使用する従業員数 ※４ |  |
| 補助対象事業所における電気代等の負担者 ※５ | ※申請者と電気代等の最終負担者が異なる場合は、申請できません。 |
| 第１次・第２次・第３次の交付決定の有無 ※６ | 有　　　・　　　無※第１～３次募集で交付決定を受けて導入した省エネ設備・再エネ設備の更新は、第４次募集の補助対象外です。 |
| 第１次・第２次・第３次申請の交付決定日及び番号※７ | 第１次：令和　年　　月　　日付け産政第　　　　号第２次：令和　年　　月　　日付け産政第　　　　号第３次：令和　年　　月　　日付け産政第　　　　号 |
| 豊かさ共創スリーアップ推進宣言の有無 | 有　　　・　　　無 |

※１　事業者名、法人番号（法人の場合）、住所、申請区分、補助金額等は公表項目となります。

　　　個人事業主の場合は、店舗名や屋号ではなく、個人名を記入してください。

※２　法人の申請者は、下記サイトで検索可能な**１３桁の数字**を記入してください。

 国税庁法人番号公表サイト　（ <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> ）

※３　該当する中小企業基本法上の「類型」に○をしてください。(申請要領６～７ページ)

※４　常時使用する従業員の数であり、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を記入してください。

※５　最終的な電気代等負担者の名称（法人の場合は会社・組合の名称、個人事業主の場合は個人名）を記入してください。申請者自らが負担していない場合は補助対象外です。

※６　第１次・第２次・第３次募集における交付決定の有無について、該当ある場合は○をしてください。

※７　第１次・第２次・第３次募集における本補助金の交付決定を受けている事業者は、交付決定日及び番号を記入してください。

２　株主等一覧表（個人事業主は記入しない）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 株主名又は出資者名 ※１ | 所在地 | 大企業 ※２ | 出資比率（％）(合計100%) |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ | ほか　　人 |  |

※１ 出資比率の高い株主又は出資者の順に記載し、６番目以降は「ほか〇人」として記入してください。

※２ 大企業（みなし大企業を含む）の場合は、『大企業』の欄に「〇」を記入してください。

３　事業活動及び事業所について

|  |
| --- |
| 事業活動及び事業所について |
|  |

４　資金調達内訳（全補助対象事業所分の総額）　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業費の総額（税込）＝①＋②＋③＋④ | 補助金① | 自己資金② | 借入金③ | その他④ |
| 円 |  |  |  |  |
| 借入金の調達先（金融機関名）： |

※　事業費の総額は、補助対象外経費や消費税等を含めた設備導入に要する総額です。

５　補助対象事業所における更新・新設設備の内訳（申請事業所ごとに作成・記入）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業所の名称 |  | 優先順位 | 　　　／ |
| 事業所の開設年月 | 年　　　月 |
| ①補助対象事業所の所在地（住所） |  |
| ②土地・建物登記簿の「所在（地番、家屋番号）」 |  |
| ①と②の地番等が一致しない場合は、相違する事由 |  |
| 省エネ設備導入 | 番号 | 設備の種別 | 機種名・型式等 | 台数 | 補助対象経費（円、税抜） |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| 補助対象経費の合計（税抜） | 円 |
| 補助金の額（補助対象経費の2/3以内、千円未満切捨、上限3,000,000円、下限250,000円）※ | 円 |
| 再エネ設備導入 | 番号 | 設備の種別 | 機種名・型式等 | 台数 | 補助対象経費（円、税抜） |
| １ | 自家消費型太陽光発電設備 |  |  |  |
| ２ | 定置用蓄電池 |  |  |  |
| ３ | 太陽熱利用設備 |  |  |  |
| 補助対象経費の合計（税抜） | 円 |
| 補助金の額（補助対象経費の2/3以内、千円未満切捨、上限6,000,000円、下限1,000,000円）※（ただし、太陽熱利用設備の場合、下限250,000円） | 円 |

※１ 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

※２ 複数事業所を申請する場合は、右上に事業所の優先順位を記入してください。

　　・例えば、全部で３事業所を申請し、第１優先とする場合は、「１／３」と記入してください。

・１事業所のみの申請の場合は空欄としてください。

※３ 補助対象事業所の所在地は、提出する土地または建物の登記事項証明書の住所と一致している必要があります。

※４ 補助金の額は、区分ごとに合計した補助対象経費に、補助率（2/3）を乗じた額の千円未満を切り捨てて算出します。

※５ 設備の機種名や型式等の記入情報が掲載されているカタログ等を提出する際は、カタログ等で参照した箇所をマーカー等で明示してご提出ください。

６　事業効果（申請事業所ごとに作成・記入）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所の名称 |  | 優先順位 | ／ |

【省エネ設備導入に係る事業効果】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額等 | 算出方法 |
| 補助対象経費（Ａ） | 円 | 「５ 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記 |
| 補助金の額 | 円 | 「５ 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記 |
| 既存設備の年間エネルギーコスト実績額（Ｂ） | 円/年 | 直近１年間のエネルギーコストの実績額（税抜） |
| 導入設備の年間エネルギーコスト見込額（Ｃ） | 円/年 | 導入後１年間のエネルギーコストの見込額（税抜） |
| 設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額（Ｄ） | 円/年 | （Ｂ）－（Ｃ） |
| 耐用年数（Ｅ） | 年 | 法定耐用年数（処分制限期間） |
| 設備導入によるエネルギーコスト削減効果（総額）（Ｆ） | 円 | （Ｄ）×（Ｅ） |

【再エネ設備導入に係る事業効果】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額等 | 算出方法 |
| 補助対象経費（Ｇ） | 円 | 「５ 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記 |
| 補助金の額 | 円 | 「５ 補助対象事業所における更新・新設設備の内訳」から転記 |
| 設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額（Ｈ） | 円/年 | 年間エネルギーコストの削減見込額（税抜） |
| 耐用年数（Ｉ） | 年 | 法定耐用年数（処分制限期間） |
| 設備導入によるエネルギーコスト削減効果（総額）（Ｊ） | 円 | （Ｈ）×（Ｉ） |

※１　設備導入による年間エネルギーコスト削減見込額については、設備事業者等へご相談の上、ご記入ください。

※２　設備の稼働時間や電気料金単価等の実績から算出し、決算書や確定申告書に記載された電気代等の金額との整合が図られているか確認してください。申請書提出後の修正は受け付けませんので、十分に確認した上で提出してください。

※３　審査時に金額等の算出根拠資料の提出を求めることがあります。万が一、年間エネルギーコスト削減見込額が申請者の事業実態（設備の稼働状況等）と大きく異なる場合は、不交付決定とすることがあります。

※４　（Ｂ）、（Ｃ）、（Ｄ）、（Ｅ）、（Ｆ）について、異なる設備区分を併せて申請する場合、設備区分ごとに記入してください。

※５　耐用年数は、業種等により年数が異なる場合があるため、税理士等へご相談ください。

（添付様式第１－２号）

提出書類チェックリスト（交付申請書）

・省エネ設備は１～21、再エネ設備は１～14及び22～28の書類をチェック☑してください。

・申請書類提出にあたっては、各書類の右上に下記番号（１～３０）を記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 番号 | 提出対象者 | 提出書類 及び 注意事項（※） | 確認 |
| Ⅰ共通 | １ | 全て | 補助金交付申請書（様式第１号）※個人事業主は、個人（確定申告書）の住所と個人名を記入（店名は不要） | □ |
| ２ | 全て | 補助事業計画書（添付様式第１－１号）※個人事業主は、「事業者名」に個人名を記入 | □ |
| ３ | 全て | 提出書類チェックリスト（添付様式第１－２号）※確認及び署名 | □ |
| ４ | 全て | 誓約書（添付様式第２号）※個人事業主は、住所は店ではなく、個人（確定申告書）の住所、法人名は記入不要、代表者氏名は個人名を記入 | □ |
| ５ | 全て | 事業者の事業概要がわかる資料（会社案内、ホームページを印刷したもの、事業報告、営業許可証の写しなど）　※事業所の住所がわかるものを添付 | □ |
| ６ | 法人 | 法人の場合履歴事項全部証明書（発行から６か月以内のもの、原本） | □ |
| ７ | 法人 | 法人の場合法人事業概況説明書（確定申告書類、写し） | □ |
| ８ | 法人 | 法人の場合法人税確定申告書：別表一及び別表四（直近１期分、写し）※税務署の収受印があるもの、電子申告の受信通知写し等を添付 | □ |
| ９ | 法人 | 法人の場合損益計算書、貸借対照表（直近１期分） | □ |
| 10 | 個人事業主 | 個人事業主の場合確定申告書（第一表・第二表）及び青色申告決算書（全ページ）又は収支内訳書（収受印があるもの、または電子申告の受信通知写しを添付）（令和５年分、写し）※事業内容及び事業状況、税務申告状況を確認するため、青色申告決算書又は収支内訳書の写しは必須です。 | □ |
| 11 | 個人事業主 | 個人事業主の場合本人確認書類（運転免許証（両面）、健康保険の被保険者証（両面）の写しなど、いずれか１つ）※マイナンバーは黒塗りして判別できないように | □ |
| 12 | 全て | 県税に未納がない旨の証明書（原本）※令和６年１月３１日以降に発行されたもの | □ |
| 13 | 組合等 | 法人のうち、組合等（７ページ（注２））の場合組合に関する次の①、②の資料（写し）1. 定款

② 役員名簿、組合員名簿（直接又は間接の構成員がわかるもの） | □ |
| 14 | 対象者のみ | 優先採択を希望する場合豊かさ競争スリーアップ推進宣言登録済証（写し） | □ |
| Ⅱ省エネ | 15 | 全て | 更新設備（省エネ設備）の比較整理表（添付様式第３号） | □ |
| 16 | 全て | 補助対象設備の要件を満たしていることがわかる、次のいずれかの書類1. SII登録機器は、登録型番等が記載されたWebページ
2. メーカーが発行するカタログ等、補助対象設備の要件（省エネ基準達成等）を満たしていることがわかる資料（ただし、ＬＥＤ照明器具へ更新する場合は添付不要）

※該当する箇所にマーカー等により明示すること。 | □ |
| 17 | 全て | 既存設備に関する次のＡ～Ｃの書類Ａ　既存設備の仕様がわかる資料※メーカー・機種名・形式・性能等を明記した箇所を、マーカー等により明示すること。※照明設備の更新の場合であって、既存設備が蛍光灯や水銀灯等（ＬＥＤを除く）である場合には、添付不要。Ｂ　既存設備設置場所の配置図及び平面図※設備の配置場所をマーカー等により明示し、設備を識別できるよう、型番等を記載すること。※既存設備の設置場所と導入予定設備の設置場所が異なる場合、導入予定箇所にもマーカー等により設置位置を明示し、新旧で設置箇所の比較可能とすること。同じ場所への設置の場合は不要。※エアコンの場合は、室外機と室内機の両方を明示Ｃ　カラー写真（以下①～④全て）①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、１枚以上）② 設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備１台につき１枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて１枚とすることも可。申請要領３３ページ写真例のとおり。）1. 設備の全体（各設備１台につき１枚、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に１枚）

④ メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備１台につき１枚、エアコンや分離型冷凍冷蔵ユニットの場合は室内機及び室外機、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に１枚）※参考例は申請要領３３ページのとおり。※令和５年１２月１８日以降に撮影したもの（現況確認のため）※設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう室名の記載や通し番号の符番等、適宜注釈を付けること。※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要があります。 | □ |
| 18 | 全て | 導入機器の経費明細が記載された２者以上の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にし、価格の比較が可能な見積書。経費の内訳も記載） | □ |
| 19 | 全て | 導入設備の仕様がわかるカタログや仕様書等（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様が確認できるもの）※導入予定の設備の確認箇所にマーカー等をすること。 | □ |
| 20 | 全て | 補助対象事業所の建物又は土地の登記事項証明書（発行から６か月以内のもの、原本）※建物に設置する場合は建物の証明書、土地に設置する場合は土地の証明書を添付すること（両方に設置する必要がある場合のみ、両方添付すること）。※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出すること。※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて申立書を提出すること。併せて、土地の登記事項証明書を添付すること。 | □ |
| 21 | 対象者のみ | 賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第４号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第５号）※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ※承諾書（添付様式第４号）及び確約書（添付様式第５号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。※法人の場合は、代表者個人の所有であっても（実質的に自分から借りている状態）賃貸借契約書に代わる書類を提出すること。 | □ |
| Ⅲ再エネ | 22 | 対象者のみ | 太陽光発電設備・蓄電池の場合太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書（添付様式第１－３号）※発電量についてシミュレーション資料を添付すること。 | □ |
| 23 | 対象者のみ | 太陽熱利用設備の場合エネルギーコスト削減効果を示した資料（様式任意）※表やグラフなどを用いて、設備導入前後で給湯に要する経費（ガス、灯油、電力等）がどの程度削減されるのか、示すこと。 | □ |
| 24 | 全て | 導入設備の仕様書（機器のメーカー名、型式、能力などの仕様が確認できるもの）※太陽光発電設備の場合、逆潮流しないことがわかるよう、該当する機器、機能にマーカー等をして明示すること。 | □ |
| 25 | 新設の場合 | 新設の場合地図（所在地がわかるもの）、平面図（設置場所がわかるもの）、カラー写真（①敷地入り口から撮影した全景、②設置する建物又は敷地） | □ |
| 26 | 更新の場合 | 既存設備に関する次のＡ～Ｃの書類Ａ　既存設備の仕様がわかる資料※メーカー・機種名・形式・性能等を明記した箇所を、マーカー等により明示すること。Ｂ　既存設備設置場所の地図（所在地がわかるもの）、配置図、平面図※設備の配置場所をマーカー等により明示すること。Ｃ　カラー写真（以下①～④全て）①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、１枚以上）② 設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備１台につき１枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて１枚とすることも可）③ 設備の全体（各設備１台につき１枚）④ メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備１台につき１枚）※令和５年１２月１８日以降に撮影したもの（ただし、屋根上など撮影が困難であり、現況と相違ない場合はこの限りではない）。※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要があります。 | □ |
| 27 | 対象者のみ | 太陽光発電設備・蓄電池の場合設置設備に関する次のＡ及びＢの書類Ａ　機器配置図またはシステム系統図Ｂ　単線結線図※太陽光発電設備、蓄電池、補助対象外設備の判別ができ、発電した電力を全て自家消費することが確認できるもの。※逆潮流しない装置等にマーカー等をして明示すること。 | □ |
| 28 | 全て | 導入機器の経費明細が記載された２者以上の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にして、価格の比較が可能な見積書）※工事費の内訳が分かるものを添付すること。 | □ |
| 29 | 全て | 設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行から６か月以内のもの、原本）※建物に設置する場合は建物の、土地に設置する場合は土地の証明書※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出すること。※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて、申立書を提出すること。併せて、土地の登記事項証明書を添付すること。 | □ |
| 30 | 対象者のみ | 賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第４号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第５号）※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ※承諾書（添付様式第４号）及び確約書（添付様式第５号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。※法人の場合は、代表者個人の所有であっても（実質的に自分から借りている状態）賃貸借契約書に代わる書類を提出すること。 | □ |

上記のとおり提出書類の不足がないこと、記載例を確認し記入漏れ等がないことを十分に確認しました。また、審査時に当該書類の不足等があった場合は、そのことを理由として不交付決定となる場合があること、全ての書類が整った申請から優先的に審査を行うことについて理解しました。

令和　　年　　月　　日　　　　　署名（自筆）

（添付様式第１―３号）

□太陽光発電　□蓄電池

□新設 　　　 □更新

※該当する□に☑（チェック）

太陽光発電設備（蓄電池）導入実施計画書

　１　導入設備の能力について　　　　　　　事業所の名称

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 太陽光発電設備 | ｋｗ |  | 蓄電池容量 | ｋｗｈ |

２　導入設備の年間電力消費量（計画）について　　　　　　　（単位：kWh）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 導入前電力消費量（Ａ） | 導入パネル発電量（Ｂ） | 導入後電力消費量（Ａ）-（Ｂ） |
| １月 |  |  |  |
| ２月 |  |  |  |
| ３月 |  |  |  |
| ４月 |  |  |  |
| ５月 |  |  |  |
| ６月 |  |  |  |
| ７月 |  |  |  |
| ８月 |  |  |  |
| ９月 |  |  |  |
| １０月 |  |  |  |
| １１月 |  |  |  |
| １２月 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

※１ 導入前電力消費量（Ａ）は、補助対象事業所以外（自宅等）の使用電力は含めず、令和５年１月から令和５年１２月までの実績により記入すること。また、令和５年１０月から１２月までの３ヶ月分の請求書等（写し）を添付すること。

※２ 添付する設備の根拠資料（カタログ等）については、数値の記載箇所や性能要件を満たす旨の記述部分にマーカー等で明示すること。

※３ 発電量のシミュレーションを添付すること。

**※**４ 別に表計算ソフトを使用して作成し、別表として添付することも可。

３　蓄電池導入の考え方（エネルギーコスト削減のための具体的な活用方法）

|  |
| --- |
|  |

　　**※** 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

（添付様式第２号）

誓 　　約 　　書

私は、補助金申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　山梨県の県税の未納がないこと。

２　山梨県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいること。

３　宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

４　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１） 暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２） 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（４） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（５） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

５　４の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

６　風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。

７　営業に関して必要な許認可等を取得していること。

８　過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。

９　過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

10　過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

11　次の申立てがなされていないこと。

ア　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続き開始の申立て

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て

ウ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て

12　債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

13　申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じること。

14　本事業において取得した財産の処分等については、補助金交付要綱等に従うこと。

15　同一の対象設備、経費等で、国県及び市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けないこと。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金の返還すること。

16　補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと。

　令和　　年　　月　　日　　 山梨県知事 殿

住　　　所

（ふりがな）

法　人 名

（ふりがな）

代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　　㊞

代 表 者

性　　別 （　男　・　女　） 生年月日 （昭和・平成） 　　年 　　月　　 日

（添付様式第３号）

更新設備（省エネ設備）の比較整理表

省エネ設備について、次のとおり既存設備を更新します。

なお、更新設備は既存設備と同等の能力であり、既存の設備と比較して、電気料等のエネルギーコストが減少することを確認しました。

〇既存設備、導入設備の比較　　　　　　　　事業所の名称

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 既存設備 | 更新（導入）設備 | 補助の条件 |
| ①設備の種別②メーカー名③機器・型式等 | 台数 | ①設備の種別②メーカー名③機器・型式等 | 台数 |
| １ | ①②③ |  | ①②③ |  |  |
| ２ | ①②③ |  | ①②③ |  |  |
| ３ | ①②③ |  | ①②③ |  |  |
| ４ | ①②③ |  | ①②③ |  |  |
| ５ | ①②③ |  | ①② |  |  |

※１　カタログや仕様書、銘板の写真（既存設備の場合）等の根拠資料を参照して記入してください。また、使用した根拠資料の写しを別添としてください（マーカー等により明示し、参照箇所がわかるようにすること）。

※２　空調機の室外機/室内機など、１設備で２以上の機器がある場合は、それぞれの機器を記入してください。

※３ 事業所ごとにページを分けて作成・記載してください。

（添付様式第４号）

設備設置等承諾書

令和　　年　　　月　　　日

（承諾者）

住所

名称

代表者の役職・氏名　　　　　　印

私は、自らが所有する土地または建物に、山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金の申請者が設置する次の補助対象設備について、同補助金の申請者が善良な管理義務を果たすことを条件に、法定耐用年数の間、設置および使用することを承諾します。

１　補助対象設備の設置及び使用を承諾する土地・建物

・土地の所在地：

・建物の所在地：

・設備の種類：　省エネ設備　・ 再エネ設備　（※該当するものを○で囲うこと）

※承諾する項目のみに記入すること（例えば、土地のみについての承諾の場合は、 建物

の欄は空欄にすること）

※賃貸借契約書や登記簿謄本などで確認できる住所を記入すること

２　法定耐用年数　　　　　　　　　年間　※導入設備のうち、最長の年数を記入

３　補助金の申請者

・申請者の名称：

・申請者の住所：

承諾者の連絡先　※本補助金審査時や処分制限期間の間に連絡する場合があります。

部署名：

職・氏名：

電話番号：

E-mailアドレス：

（添付様式第５号）

補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書

令和　　年　　　月　　　日

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名

下記の補助事業の補助対象設備の設置場所について、賃貸借の契約更新をすることにより補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用することを確約いたします。

また、賃貸借の契約を更新しないことにより補助金の返還が必要となった場合には、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第１７条第２項の規定に基づき、返還に応じます。

１　補助事業の名称：省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金

２　対象設備の設備区分（種別）：申請書のとおり

３　法定耐用年数　　　　　　　　　年間　※導入設備のうち、最長の年数を記入

４　対象となる土地・建物の所在地：

申請者の連絡先（担当者）

部署名：

職・氏名：

電話番号：

E-mailアドレス：

（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

　山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事前着手届

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、次のとおり事業計画の確認前に着手しますので、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱第１０条第２項の規定に基づき届け出ます。

なお、本件につきまして、交付要綱第７条の交付決定がされず、補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

１　事前着手する事業内容

２　事前着手の理由

３　着手及び完了予定年月日

　　着手予定日　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　完了予定日　　　　　　令和　　年　　月　　日

※１　着手予定日は、契約予定日または発注予定日を記入してください。この予定日よりも前に着手（契約・発注等）することがないように留意してください。

※２　完了予定日は、工事等が終了し、支払い等全ての事務が完了する予定日を記入してください。工事完了予定日ではありませんので注意してください。

※３　完了予定日より後に支払っていることが判明した場合、補助金を支払うことができませんので、余裕を持って記入してください。

（参考）賃貸借契約に代わる書類

甲は乙に対し、下記不動産を貸し付けていることを双方で確認しました。

・賃貸借の期間

　令和　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

・土地の所在地：

・建物の所在地：

令和６年　　月　　日

甲

住所

名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　印

乙

住所

名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　印

※　賃貸により事業を行っているが、賃貸借契約がない場合には、賃貸借契約に替えて本書類を提出してください。

（例）

法人Aが個人Aから借りているが、法人Aの代表が個人Aで、実質的に自分から借りているような状態であって、賃貸借契約を締結していない場合など。

（参考）建物などが未登記物件で登記事項証明書が提出できないが、法令上の問題がない場合に提出する書類

　申請者「　　　　　　　　　　　　　　　　　」は、本物件が未登記であることについて、不動産登記法上の問題がないことを確認しました。

・確認方法：

・法令上の問題がない理由：

・建物の所在地：

・建物の所有者：

令和６年　　月　　日

申請者

住所

名称

代表者の役職・氏名　　　　　　印

　添付資料　土地の登記事項証明書

（注意）

　申請する対象の建物などが未登記であることについて、法令上問題ないことを確認してください。

　また、補助金交付後であっても、法令上の問題があることが判明した場合には、誓約書（添付様式第２号）の誓約事項「申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合」であることを理由に、補助金の返還等に応じていただきます。

（不動産登記法参考）

○第４７条第１項

新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。

○第１６４条

第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項（第四十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条又は第五十八条第六項若しくは第七項の規定による申請をすべき義務がある者がその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。